

令和元年5月9日

本部各部課長  
各警察署長 殿

三重県警察本部長

制限外積載等許可及び制限外けん引許可取扱要領の制定について（例規通達）

対号 制限外積載等許可及び制限外けん引許可  
取扱要領の制定について（例規通達・平成  
29年3月3日（規）第11号）

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第56条の規定による設備外積載許可及び荷台乗車許可、第57条第3項の規定による制限外積載許可並びに第59条第2項の規定による制限外けん引許可については、対号通達により取り扱っているものであるが、今般、行政事務の合理化及び申請者の負担軽減の観点から審査方法、許可期間等について見直しを行い、新たに別添「制限外積載等許可及び制限外けん引許可取扱要領」を定めたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、対号通達は、廃止する。

別添

## 制限外積載等許可及び制限外けん引許可取扱要領

### 第1 目的

この要領は、法第56条の規定による設備外積載許可及び荷台乗車許可、第57条第3項の規定による制限外積載許可（以下「制限外積載等許可」という。）並びに第59条第2項の規定による制限外けん引許可の取扱いに関し必要な事項を定め、その取扱いの適正と斉一を図ることを目的とする。

### 第2 制限外積載等許可

#### 1 申請者

制限外積載等許可の申請者は、当該車両の運転者とする。当該車両の運転者が複数の場合は、その全員を申請者とし、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）第8条第2項で定める申請書（以下「申請書」という。）の申請者欄に連記させるものとする。ただし、申請者欄に連記できないときは、連記できない申請者の住所、氏名、免許の種類及び免許証番号を記載し、それぞれに署名又は押印をさせた書面を申請書に添付させるものとする。

#### 2 申請

##### (1) 申請書の受理

制限外積載等許可の申請については、申請書2通を出発地を管轄する警察署長又は交通部高速道路交通警察隊長（以下「出発地警察署長等」という。）に提出させなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、申請書に運転経路図その他許可の審査に必要な書類を添付させるものとする。ただし、道路法（昭和27年法律第180号）第47条の2第1項の規定による特殊車両通行許可は、制限外積載等許可の可否の判断に当たって直接関係のないものであることから、申請者の意思により添付された場合を除き、添付を求めることがないよう配慮すること。

なお、制限外積載等許可申請を受理したときは、申請者に対し、特殊車両通行制度について教示すること。

##### (2) 制限外積載許可と設備外積載若しくは荷台乗車の許可を必要とする場合又は設備外積載と同時に荷台乗車の許可を必要とする場合における申請書の受理

同一の運転につき、制限外積載と設備外積載若しくは荷台乗車の許可を必要とする場合又は設備外積載と同時に荷台乗車の許可を必要とする場合の申請については、当該許可に係る事項を併せて記載した申請書2通を出発地警察署長等に提出させること。

##### (3) 留意点

申請書の記載事項を変更する必要があるときは、申請者に当該記載事項を訂正させること。ただし、許可後に判明した記載事項の変更にあっては、訂正により変更させることなく、改めて所要の変更をした申請書を提出させること。

### 3 許可の単位

制限外積載等許可は、1個（回）の運搬行為ごとに行うものとする。ただし、定型的に同一運転者により反復・継続される運搬行為については、次の要件の全てを満たすものに限り、包括して1個（回）の運搬行為とみなして処理することができるものとする。

- (1) 車両が同一車両であること。
- (2) 同一品目の貨物を同一の積載方法で運搬すること（荷台乗車にあつては、同一人員内で乗車方法及び場所が同一であること。）。
- (3) 運転経路が同一であること。

### 4 積載貨物の測定方法

道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）第22条第3号及び第23条第3号に規定する積載物の長さ、幅又は高さの測定は、次の方法によるものとする。

#### (1) 長さ

長さは、貨物自体の長さではなく、貨物を当該車両に積載した状態において、当該貨物の投影部分を車両の前後方向に車両に平行に測る（別表参照）。

#### (2) 幅

幅は、貨物自体の幅ではなく、貨物を当該車両に積載した状態において、当該貨物の投影部分を車両の横方向に車両に平行に測る（別表参照）。

#### (3) 高さ

高さは、貨物自体の高さではなく、貨物を当該車両に積載した状態において、地上から当該貨物の最上端までの高さを測り、当該高さから当該車両の積載する場所の高さを減じて測る（別表参照）。

### 5 審査基準等

制限外積載等許可の申請を受理した出発地警察署長等は、次の事項について審査するものとする。この場合において、申請書の提出や申請の許可単位に誤りがあるとき又は申請書の記載事項や添付書類に不備があると認めるときは、補正を求めるものとし、当補正に応じないときは許可をしないものとする。

#### (1) 対象貨物の基準等

制限外積載許可の対象貨物、設備外積載許可及び荷台乗車許可の対象範囲は、次の基準によるものとする。

##### ア 制限外積載許可

制限外積載許可の対象となる貨物は、令第22条に規定する積載重量等の制限又は三重県道路交通法施行細則（昭和43年三重県公安委員会規則第3号）第14条に規定する軽車両の積載重量等を超えることとなる貨物であつて、電柱、変圧器等のように形態上単一の物件であり、分割し、又は切断することにより当該貨物自体の効用又は価値を

著しく損すると認められるものとする。

#### イ 設備外積載許可

設備外積載許可の対象となる範囲は、次のいずれかに該当する場合で、かつ、他に積載の方法がないと認められる場合に限るものとする。

- (ア) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）に定める選挙運動又は政治活動を行う場合
- (イ) 祭礼行事等のため車両装飾を行う場合
- (ウ) その他公益上又は社会の慣習上やむを得ないものであると認められる場合

#### ウ 荷台乗車許可

荷台乗車許可の対象となる範囲は、次のいずれかに該当する場合で、かつ、他に輸送の方法がないと認められる場合に限るものとする。

- (ア) 災害発生時に応急作業員を輸送する場合
- (イ) 災害の発生、ストライキ等により一般交通機関が途絶した際、通勤、通学者等を輸送する場合
- (ウ) その他公益上又は社会の慣習上やむを得ないものであると認められる場合

### (2) 積載の基準等

制限外積載許可及び設備外積載許可の対象となる積載物の長さ、幅、高さ、積載の方法並びに荷台乗車許可の対象となる車両及び人員は、次の基準によるものとする。

#### ア 制限外積載許可

制限外積載許可の対象となる積載物の長さ、幅及び高さ並びに積載の方法は、次の基準によるものとする。

なお、積載物の重量が、令第22条第2号及び第23条第2号の制限を超えることとなるときは、原則として許可をしてはならない。ただし、後記10(1)の場合は、この限りでない。

- (ア) 大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車、大型特殊自動車及び側車付きの自動二輪車（a及びbに係る部分に限る。）

##### a 長さ

自動車の長さとその長さの10分の5の長さを加えたもの。ただし、積載物を積載した状態の自動車及び積載物全体の長さが16.0メートル（セミトレーラ連結車にあっては17.0メートル、フルトレーラ連結車にあっては19.0メートル、ダブルス連結車にあっては21.0メートル）を超えてはならない。

##### b 幅

自動車の幅に1.0メートルを加えたもの。ただし、積載物を積載した状態の自動車及び積載物全体の幅が3.5メートルを超えてはならない。

##### c 高さ

4. 3メートル（三輪の普通自動車及び規則第7条の16に規定する普通自動車にあつては、3.0メートル）からその自動車の積載をする場所の高さを減じたもの。

d 積載の方法

(a) 自動車の車体の前後から自動車の長さの10分の3の長さを超えてはみ出さないこと。

(b) 自動車の車体の左右から0.5メートルを超えてはみ出さないこと。

(イ) 小型特殊自動車

a 長さ

自動車の長さとその長さの10分の5の長さを加えたもの。

b 幅

自動車の幅に1.0メートルを加えたもの。

c 高さ

2.5メートルからその自動車の積載をする場所の高さを減じたもの。

d 積載の方法

(a) 自動車の車体の前後から自動車の長さの10分の3の長さを超えてはみ出さないこと。

(b) 自動車の車体の左右から0.5メートルを超えてはみ出さないこと。

(ウ) 自動二輪車（側車付きのものについては、c及びdに限る。）

a 長さ

乗車装置又は積載装置（リヤカーをけん引する場合にあつては、そのけん引されるリヤカーの積載装置。dにおいて同じ。）の長さの2倍の長さ。

b 幅

自動車の幅（規則第5条の3に規定する大きさ以下の原動機を有する自動二輪車がリヤカーをけん引する場合にあつては、そのけん引されるリヤカーの積載装置の幅に1.0メートルを加えたもの。）。

c 高さ

2.5メートルからその自動車の積載をする場所の高さを減じたもの。

d 積載の方法

(a) 乗車装置又は積載装置の前後から乗車装置又は積載装置の長さを超えてはみ出さないこと。

(b) 積載物を積載した状態の自動車及び積載物全体の幅が当該自動車の幅を超えないこと（規則第5条の3に規定する大きさ以下の原動機を有する自動二輪車がリヤカーをけん引する場合にあつては、そのけん引されるリヤカーの積載装置の左右から0.5メートルを超えてはみ出さないこと。）。

(エ) 原動機付自転車

a 長さ

積載装置（リヤカーをけん引する場合にあっては、そのけん引されるリヤカーの積載装置。b及びdにおいて同じ。）の長さの2倍の長さ。

b 幅

原動機付自転車の幅（リヤカーをけん引する場合にあっては、積載装置の幅に1.0メートルを加えたもの。）。

c 高さ

2.5メートルからその原動機付自転車の積載をする場所の高さを減じたもの。

d 積載の方法

(a) 積載装置の前後からその積載装置の長さを超えてはみ出さないこと。

(b) 積載物を積載した状態の原動機付自転車及び積載物全体の幅が当該原動機付自転車の幅を超えないこと（リヤカーをけん引する場合にあっては、積載装置の左右から0.5メートルを超えてはみ出さないこと。）。

イ 設備外積載許可

設備外積載許可の対象となる積載物の長さ、幅及び高さ並びに積載の方法は、次の基準によるものとする。

(ア) 当該車両の構造上明らかに危険がないと認められるものであること。

(イ) 運搬経路における道路又は交通の状況等から支障がないと認められるものであること。

(ウ) 令第22条及び第23条に規定する積載制限を超えないこと。

ウ 荷台乗車許可

荷台乗車許可の対象となる車両及び人員は、次の基準によるものとする。

(ア) 車両は、大型貨物自動車、中型貨物自動車、準中型貨物自動車又は普通貨物自動車であること。

(イ) 運搬経路における道路又は交通の状況等から支障がないと認められるものであること。

(ウ) 乗車人員1人当たりの荷台使用面積は、0.5平方メートル以上であること。

(3) 運転日時及び運転経路

ア 運転日時

交通が特に輻輳<sup>ふくそう</sup>する時間帯でないこと。

イ 運転経路

運搬の経路に当たる道路にその貨物の運搬に障害となるもの（重量制限の行われている橋、高さ制限の行われているガード、トンネルその他の工作物等）が存在しないこと。

(4) その他の基準

その他道路における危険を防止し、交通の安全と円滑を図るため、次に掲げる事項について審査するものとする。

ア 当該積載の方法及び当該積載による運転が、法第55条第2項及び第71条第4号に照らし適切であると認められること。

イ 当該積載による運転が、当該車両の構造又は道路若しくは交通の状況により、明らかに危険であるとは認められないこと。

## 6 審査方法

許可申請があったときの審査は、車両の構造、積載物及び積載状態並びに道路交通の状況について、車両を保管している場所、積載作業を行う場所等に赴いて確認する方法や図面、写真その他の資料を用いて確認する方法等により行うものとする。

## 7 許可の期間

### (1) 制限外積載許可

許可の期間は、当該車両による1個(回)の運搬行為の開始から終了までに要する期間とする。ただし、前記3のただし書に該当する場合にあっては、許可の期間は1年以内とする。

### (2) 設備外積載許可

許可の期間は、当該車両による1個(回)の運搬行為の開始から終了までに要する期間とする。ただし、前記3のただし書に該当する場合にあっては、許可の期間は1か月以内とする。

### (3) 荷台乗車許可

許可の期間は、当該車両による1個(回)の運搬行為の開始から終了までに要する期間とする。ただし、前記3のただし書に該当する場合にあっては、許可の期間は10日以内とする。

## 8 許可の条件

出発地警察署長等が付することができる条件は、令第24条第1項第1号、第2号及び第3号に規定するもののほか、次に掲げるものとする。

### (1) 制限外積載許可

ア 通行する道路の指定に関する事項

イ 運転の時間帯の指定に関する事項

ウ 先導車又は整理車を配置しての誘導整理等に関する事項

エ 積載した貨物の固定(緊縛)の方法、積載位置等について必要と認める事項

### (2) 設備外積載許可

制限外積載許可に準じて付するものとする。

### (3) 荷台乗車許可

ア 通行する道路の指定に関する事項

イ 運転の時間帯の指定に関する事項

ウ 乗車位置に関する事項

エ その他道路における危険を防止するため必要と認める事項

## 9 条件を付す場合の措置

条件付許可とする場合は、申請者にその理由を告知するとともに、制限外許可証に教示（様式第1）を添付して申請者に交付するものとする。

## 10 協議等

(1) 出発地警察署長等は、許可の申請に係る積載物の重量、長さ、幅、高さ及び積載の方法が前記5(2)アの基準を超えることとなる場合であって、許可の必要性があると認めるときは、当該許可の可否について、交通部交通規制課長（以下「交通規制課長」という。）と協議するものとする。

(2) 出発地警察署長等は、2以上の都道府県に及ぶなど長距離にわたって通行する許可申請の取扱いに際しては、交通規制課長に道路及び交通の状況について照会を行うこと。ただし、次の要件を全て満たす場合に限り、これを省略することができる。

ア 長さ

積載物を積載した状態の自動車及び積載物全体の長さが12.0メートルを超えないもの。

イ 幅

積載物を積載した状態の自動車及び積載物全体の幅が2.5メートルを超えないもの。

ウ 高さ

積載物を積載した状態の自動車及び積載物全体の高さが地上高3.8メートルを超えないもの。

(3) 交通規制課長は、出発地警察署長等から照会を受けたときは、経路に係る都道府県警察に対し、照会を行い、当該都道府県警察からの回答結果を出発地警察署長等へ通知するものとする。

(4) 出発地警察署長等は、前記(3)に基づき、許可の可否を判断するものとする。

## 11 関係機関等との調整

(1) 道路管理者との連携

出発地警察署長等は、許可の申請に係る積載による運転が道路法第47条の2第1項の車両の通行の許可を必要とする場合は、当該許可を行う道路管理者との連携を図るものとする。

(2) 合同会議の開催等

出発地警察署長等は、前記5(2)アの基準を超える積載物及び車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号に規定する重量を超える場合で、通行止めなどの交通規制を必要とするものに係る許可に当たっては、事前に警察、道路管理者等の行政機関



及び運輸業者等による合同会議を開催し、運転経路の円滑、運搬中の交通事故防止等について必要な申合せを行うものとする。

## 12 交番及び駐在所における取扱い

### (1) 取扱区分

出発地警察署長等は、運行経路が出発地を管轄する警察署管内に限るものである制限外積載許可のうち、次の要件を全て満たし、かつ、交通安全上支障がないと認められるときは、交番及び駐在所勤務員に代決させることができる。

#### ア 長さ

前記5(2)アを準用。ただし、積載物を積載した状態の自動車及び積載物全体の長さが12.0メートルを超えないもの。

#### イ 幅

前記5(2)アを準用。ただし、積載物を積載した状態の自動車及び積載物全体の幅が2.5メートルを超えないもの。

#### ウ 高さ

前記5(2)アを準用。ただし、積載物を積載した状態の自動車及び積載物全体の高さが地上高3.8メートルを超えないもの。

### (2) 制限外積載許可申請の取扱方法

交番又は駐在所で、制限外積載許可の申請書の提出を受けた場合において、当該申請を許可することが相当と認めるときは、申請書の許可証部分に公印を押下せず、申請書の下部欄外に取扱者が所属、官職及び氏名を記載して押印の上、1通を申請者に交付し、残り1通を控えとして交通課に提出し、決裁を受けるものとする。

## 第3 制限外けん引許可

### 1 申請者

制限外けん引許可の申請者は、当該車両の運転者とする。当該車両の運転者が複数の場合は、その全員を申請者とし、規則第8条の5第2項で定める申請書（以下「けん引申請書」という。）の申請者欄に連記させるものとする。ただし、申請者欄に連記できないときは、連記できない申請者の住所、氏名、申請者の免許の種類及び免許証番号を記載し、それぞれに署名又は押印をさせた書面をけん引申請書に添付させるものとする。

### 2 申請

#### (1) けん引申請書の受理

制限外けん引許可の申請については、けん引申請書2通を出発地警察署長等に提出させなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、けん引申請書に運転経路図その他許可の審査に必要な書類を添付させるものとする。

#### (2) 制限外けん引と同時に制限外積載の双方の許可を必要とする場合における申請の受理

同一の運転につき、制限外けん引と同時に制限外積載の双方の許可を必要とする場合に

おける申請については、申請書及びけん引申請書それぞれ2通を出発地警察署長等に提出させること。

### 3 許可の単位

制限外けん引許可（以下この第3において「許可」という。）は、1回のけん引行為ごとに行うものとする。

### 4 許可要件

許可は、次の要件に適合したものについて行うものとする。

- (1) けん引する自動車及びけん引される車両には、それぞれけん引に必要な構造と装置を備えていること。
- (2) 申請されたけん引の経路又は指定するけん引の経路に、老朽化した橋等がないこと。ただし、申請者が補強等の措置を行い、交通の危険が発生するおそれのないときは、この限りでない。
- (3) 通行経路の交差点、曲がり角等において、右折又は左折の必要がある場合は、けん引車両が交差点等に近接する建造物等を損壊するものでないこと。
- (4) その他著しく道路における危険を生じさせ、又は他の交通の妨害とならないこと。

### 5 調査等

- (1) 出発地警察署長等は、許可申請を受理したときは、申請内容が前記4の要件に適合するか否かについて必要な調査を実施するものとする。
- (2) 出発地警察署長等は、けん引の経路が2以上の警察署長又は交通部高速道路交通警察隊長（以下「関係警察署長等」という。）の管轄等にわたるものであるときは、当該経路が前記4の要件に適合するか否かを交通規制課長に照会するものとする。
- (3) 交通規制課長は、出発地警察署長等から経路に係る照会を受けたときは、けん引の経路に係る関係警察署長等に対し、当該経路が前記4の要件に適合するか否かについて必要な調査を依頼し、関係警察署長等からの回答結果を出発地警察署長等へ通知するものとする。

### 6 条件を付す場合の措置

実査又は調査の結果、条件を付して許可することが適当と認めるときは、申請者にその理由を告知するとともに、教示（様式第1）を添付して申請者に交付するものとする。

### 7 留意点

- (1) 出発地警察署長等は、けん引申請書の提出を受けたときは、前記4の要件を確認するとともに、申請者に対し、けん引を行うときは、先導及び警戒のための車両を別に用意し、運行責任者、警戒員等を同乗させる旨を指導するものとする。
- (2) けん引申請書の記載事項を変更する必要があるときは、申請者に当該記載事項を訂正させること。ただし、許可後に判明した記載事項の変更にあつては、訂正により変更させることなく、改めて所用の変更をしたけん引申請書を提出させること。
- (3) 許可の効力は、一つの都道府県公安委員会の管轄区域内に限定され、他の都府県公安委

員会の管轄区域には及ばないことから、出発地が県外の許可申請については、県内に入る最初の経路を管轄する関係警察署長等が窓口となり、けん引申請書を受理すること。

- (4) 目的地が県外の場合は、申請者に対し、経路を管轄する都道府県公安委員会に許可申請する旨を教示すること。

#### 8 許可の期間

許可の期間は、1回のけん引行為の開始から終了までに要する期間とする。

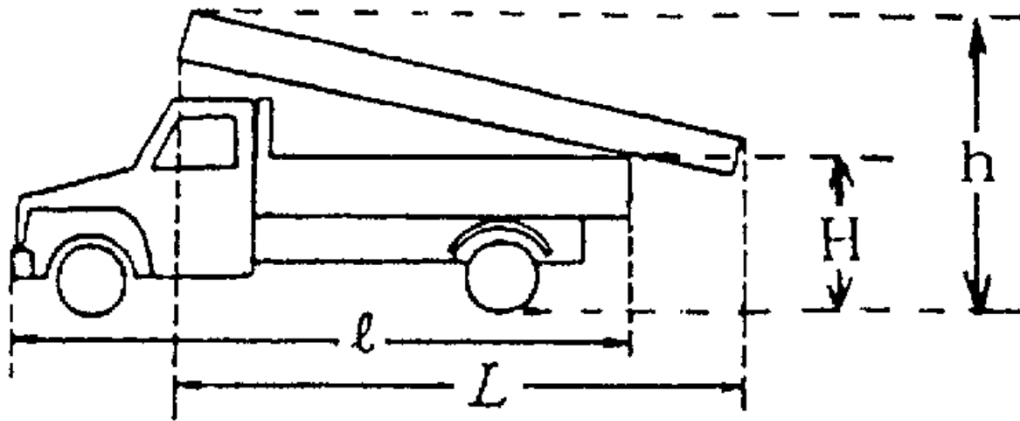
#### 第4 記録等

制限外積載等許可及び制限外けん引許可の取扱状況は、制限外積載等許可台帳（様式第2）又は制限外けん引許可台帳（様式第3）に記録し、その経過を明らかにしておくこと（保存期間は、当該許可を取り扱った年を除く1年（暦年）とする（申請書及びけん引申請書も同じ））。

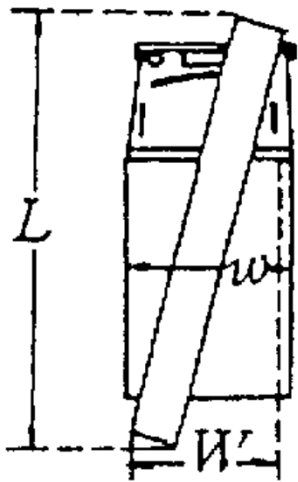
#### 第5 報告

警察署長又は交通部高速道路交通警察隊長は、毎月の制限外積載等許可及び制限外けん引許可の許可件数について、制限外積載等許可及び制限外けん引許可件数報告書（様式第4）によりおおむね翌月10日までに、交通規制課長を経て報告すること。

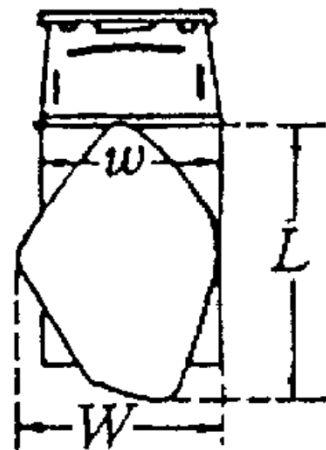
$h$ …貨物の最上端の高さ  
 $H$ …車両の積載をする場所の高さ  
 $l$ …自動車の長さ  
 $L$ …貨物の長さ



$w$ …自動車の幅



$W$ …貨物の幅



様式第 1

教示

1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、三重県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

2 この処分の取消の訴え（取消訴訟）は、この処分についての審査請求に対する決定に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県公安委員会となります。）提訴することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過するとこの処分の取消の訴えを提起することができなくなります。）。

また、この処分の取消の訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経たあとでなければできませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求の裁決を経ないで処分の取消の訴えを提起することができます。

① 審査請求を行った日から3か月を経過しても裁決がないとき

② 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき

③ その裁決を経ないことにつき、正当な理由があるとき

制限外積載等許可台帳( 年)

番号	申請日	許可日	申請者名	経路	運行時間	許可区分	備考
1	月 日	月 日	(出発地)	～	月 日 時から	制限外積載	
			(目的地)			設備外積載	
2	月 日	月 日	(会社名)	～	月 日 時まで	荷台乗車	
			(出発地)			制限外積載	
3	月 日	月 日	(会社名)	～	月 日 時から	設備外積載	
			(目的地)			制限外積載	
4	月 日	月 日	(会社名)	～	月 日 時まで	荷台乗車	
			(出発地)			制限外積載	
5	月 日	月 日	(会社名)	～	月 日 時から	設備外積載	
			(目的地)			制限外積載	
6	月 日	月 日	(会社名)	～	月 日 時まで	荷台乗車	
			(出発地)			制限外積載	
7	月 日	月 日	(会社名)	～	月 日 時から	設備外積載	
			(目的地)			制限外積載	
8	月 日	月 日	(会社名)	～	月 日 時まで	荷台乗車	
			(出発地)			制限外積載	
9	月 日	月 日	(会社名)	～	月 日 時から	設備外積載	
			(目的地)			制限外積載	
10	月 日	月 日	(会社名)	～	月 日 時まで	荷台乗車	
			(出発地)			制限外積載	



様式第 4

年 月 日

三重県警察本部長 殿

警察署 (隊) 長

制限外積載等許可及び制限外けん引許可件数報告書 ( 年 月分)

種 別	許 可 件 数
制 限 外 積 載 許 可	
設 備 外 積 載 許 可	
荷 台 乗 車 許 可	
制 限 外 けん 引 許 可	
合 計	